

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
教育委員会委員	月額 123,000円	<u>教育委員会委員長</u>	<u>月額 149,000円</u>
……略……	……略……	教育委員会委員	月額 123,000円
		……略……	……略……

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。